

鴨川市初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月4日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第2号

鴨川市初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市初任給調整手当の支給に関する規則（平成17年鴨川市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	第2条第1項職員	第2条第2項職員
	円	円
1年未満	309,200	51,100
1年以上2年未満	309,200	51,100
2年以上3年未満	309,200	51,100
3年以上4年未満	309,200	51,100
4年以上5年未満	309,200	51,100
5年以上6年未満	309,200	51,100
6年以上7年未満	309,200	49,300
7年以上8年未満	309,200	47,500
8年以上9年未満	309,200	45,700
9年以上10年未満	309,200	43,900
10年以上11年未満	309,200	42,100
11年以上12年未満	309,200	40,300
12年以上13年未満	309,200	38,500
13年以上14年未満	309,200	36,700
14年以上15年未満	309,200	35,300
15年以上16年未満	309,200	33,900
16年以上17年未満	305,900	32,500
17年以上18年未満	302,600	31,100
18年以上19年未満	299,300	29,700
19年以上20年未満	296,000	28,300
20年以上21年未満	292,700	26,900
21年以上22年未満	279,700	26,300
22年以上23年未満	265,700	25,700
23年以上24年未満	252,200	24,700
24年以上25年未満	238,300	24,100
25年以上26年未満	224,600	23,500

26年以上 27年未満	207,000	22,900
27年以上 28年未満	189,900	22,300
28年以上 29年未満	172,600	21,500
29年以上 30年未満	155,000	21,200
30年以上 31年未満	137,000	20,800
31年以上 32年未満	118,700	20,200
32年以上 33年未満	100,800	19,300
33年以上 34年未満	76,200	18,400
34年以上 35年未満	51,900	17,700

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。